

八戸市告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月18日

八戸市長 熊谷雄一

名称	所在地	廃止年月日
松尾歯科医院	八戸市大字田面木字下田面木13-3	令和8年1月31日
たむら薬局美保野店	八戸市大字大久保字大山75-3	令和8年1月19日